



平成 25 年 6 月 14 日

各 位

会 社 名	株式会社クロニクル
代 表 者 名	代表取締役社長 堀 達 夫 (JASDAQ・コード 9822)
問合せ先役職・氏 名	常務取締役経営企画本部長 久保田 峰夫
電 話	03-5733-0641 (代 表)

平成25年9月期第2四半期報告書の平成25年6月14日までの提出断念  
及び当社株式の上場廃止の見込みについて

当社は、平成25年6月11日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書の提出に係る経過状況について」にてお知らせいたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書及び提出が遅れております平成25年9月期第2四半期報告書の提出を本日までに行えるよう全力で取り組んでおりましたが、当社の平成25年9月期第2四半期において、レビュー報告書を受領するために必要とする決算数値の確定を行うことができないため、平成25年9月期の第2四半期報告書を提出するにあたり添付される、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく四半期レビュー報告書を受領できず、平成25年9月期の第2四半期報告書を法定提出期間の経過後1ヵ月以内である平成25年6月15日まで(実質提出可能日は本日)に提出を行うことができないこととなったため、JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第11号(有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延)の上場廃止基準に該当する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 当該事象に至った経緯

当社は、平成25年3月14日付「監理銘柄(審査中)指定及び監理銘柄(確認中)指定解除に関するお知らせ」及び平成25年5月14日付「平成25年9月期第2四半期報告書提出遅延および当社株式の監理銘柄(確認中)の追加指定の見込みに関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び決算短信の訂正の必要があり、今後提出する有価証券報告書等の訂正内容の状況及び審査結果如何によっては、上場廃止基準に該当することとなること及び平成25年9月期第2四半期報告書の提出遅延により、当社株式は監理銘柄(審査中)及び監理銘柄(確認中)に指定されております。

本日時点において過去の修正箇所に対する訂正の結果を示すことができないため、一時会計監査人より過年度訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書についての意見をj得ることが出

来ず、当該監査が未了の状況が継続しております。

当社は、過年度の訂正報告書及び第2四半期報告書の提出に向け全力を挙げており、コンプライアンスに注力し社内精査した結果、当社グループ内における棚卸資産の残高について、確認を要する事象が発生し、確認作業及びそれに伴う売上処理についても精査を行っている状況下で当該棚卸資産の最終的な状況の確認及び、売上計上の適正な処理かつ合理的な会計処理を導くための十分な情報の確認・検証が完了していない状況であり、過去における当該取引の妥当性の検証を行うことが困難な状況の中、さらに平成25年5月27日付「当社子会社役員による不正の発覚について」にて開示いたしましたとおり、当社子会社役員が顧客より預かった宝飾品(高級時計)を私的に流用していたことが判明し、警視庁に自首しました。その後、当該子会社取締役は逮捕となる事件が発生しました。

当該不祥事に関して現在捜査中であるものの、平成25年9月期中における会計処理の検証は可能となりましたが、過去における当該取引の妥当性の検証が極めて困難であり、現在の状況では、会計監査人より一定の妥当性に対する心証を得ることが難しく、また棚卸資産及び売上計上の精査並びに当該事件を含めた第三者委員会の組成を行い、検証を行う資金の確保及び時間的猶予もない状態となり監査未了となってしまいました。

また、平成25年9月期第2四半期の決算数値を確定させるためには、平成25年9月期第2四半期期首の残高を確定する必要があるのですが、上記の理由等により、平成25年9月期第2四半期期首の残高を確定させることができないため、平成25年9月期第2四半期報告書を提出することについて断念せざるを得ない状況と判断いたしております。

なお、本日別途開示の「一時会計監査人の辞任に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、一時会計監査人である平河町公認会計士共同事務所より、本日時点において監査意見を表明するに必要な資料の提出がなされないことを受け、一時会計監査人の辞任の申し出を受け、当社としましても本日辞任を了承いたしました。

## 2. 今後の見通しについて

上記の結果、過年度の訂正報告書及び平成25年9月期第2四半期報告書が監査未了のため法定提出期間の経過後1ヵ月以内である6月15日(実質提出可能日6月14日まで)に提出することができなくなりましたので、JASDAQにおける有価証券上場規程第47条第1項第11号(有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延)の上場廃止基準に該当することとなり、当社株式は6月16日付で整理銘柄に指定された後、平成25年7月17日に上場廃止となる見通しです。

なお、当社と致しましては、今後も引き続き決算確定処理を進め、決算開示ならびに有価証券報告書の提出を行う方針ですが、現時点において目途は立っておりません。

本件につきましては、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけする結果となり深くお詫び申し上げます。

以 上